

## 上士幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の末日まで（以下「対象期間」という。）に婚姻届が受理された世帯をいう。
- (2) 住宅費用 婚姻に伴い新たに物件を購入し、又は賃貸する際に要した費用のうち、物件の購入費又は賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越費用であって、引越業者又は運送業者へ支払ったものをいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の修学及び生活のために貸与された資金をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新婚世帯に属する者であること。
  - (2) 世帯の所得が400万円未満であること。
  - (3) 新生活に係る住宅が町内にあり、新婚世帯の夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の所在地となっていること。
  - (4) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
  - (5) 夫婦ともに婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
  - (6) 夫及び妻が暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）又は法第2条第2項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (7) 町税等を滞納していない世帯であること。
- 2 申請日の属する月が1月から6月までにあつては当該月の属する年の前々年、7月から12月までにあつては当該月の属する年の前年の所得によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合は、当該無職の者に係る所得については、ないものとする。
- 4 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っているときは、第2項の規定により算出された所得から、当該所得の算出期間に係る貸与型奨学金の返済額の

合計額を控除するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 対象期間に支払われた住宅費用

(2) 対象期間に支払われた引越費用

2 夫婦の双方又は一方が、次の各号に掲げる手当等を受けている場合は、それぞれ前項の規定により算出した費用の合計額から、当該手当等の額の合計額を控除するものとする。

(1) 勤務する会社等から支給される住宅手当

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条に規定する住宅扶助

3 第1項の規定にかかわらず、この要綱による補助以外の補助等（前項に規定する手当等を除く。）の対象経費となる住宅費用は、補助対象経費とすることができない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上士幌町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出をしなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類又は町の公簿等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

(1) 同意書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 戸籍の全部事項証明書又は婚姻届受理証明書など婚姻日が分かる書類

(4) 夫婦それぞれの所得証明書

(5) 住宅の売買契約書又は請負契約書

(6) 住宅の賃貸借契約書

(7) 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し

(8) 住宅手当支給証明書（様式第4号）

(9) 離職した年月日が分かる書類

(10) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、上士幌町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式5号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第7条 前条2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに上士幌町結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、審査の上これを適当と認めるときは、上士幌町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、上士幌町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第9条 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消し部分について既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

（1）偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付決定に内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定の取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第11条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。